

堺市バリアフリー基本構想（改定版）

【梅・美木多地区版】

（案）

令和 7（2025）年 10 月時点

堺市

堺市バリアフリー基本構想（改定版）

【梅・美木多地区版】

目次

I.整備対象地区の設定	1
1.バリアフリー法に基づく基本構想策定地区の設定.....	1
2.生活関連施設及び生活関連経路の選定.....	1
3.重点整備地区の設定.....	4
4.重点整備地区における要件整理.....	5
II.地区の特性、バリアフリー化の主な課題	6
1.地区の特性.....	6
2.地区の課題.....	6
III.整備項目、整備目標時期及び整備主体	7
（参考）まちあるき点検調査の概要.....	13

I.整備対象地区の設定

1.バリアフリー法に基づく基本構想策定地区の設定

今回の改定では、平成 28（2016）年 3 月に策定した堺市バリアフリー基本構想において重点整備地区として定めた、「泉北高速鉄道柁・美木多駅周辺地区」を『柁・美木多地区』として改め、整備目標時期が到来していることや法改正により整備基準等が変化していること等を踏まえた見直しを行います。

2.生活関連施設及び生活関連経路の選定

(1) 生活関連施設の選定

生活関連施設とは、「高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用する旅客施設、公的施設、福祉施設その他の施設」のことであり、基本構想において生活関連施設として定めた施設は、バリアフリー化を図る必要があります。

「柁・美木多地区」内やその周辺では、特定旅客施設であって中心的な生活関連施設である南海泉北線柁・美木多駅のほか、生活関連施設の用途に該当する公的施設や教育・文化施設、保健・医療施設等が複数所在していますが、中でも公共性の高い施設、施設規模がおおむね 2,000 m²以上となる建築物、駐車場の用に供する部分（駐車マス）の面積が 500 m²以上の路外駐車場等を生活関連施設として選定します。

なお、次頁の表では、平成 28（2016）年 3 月に策定した「堺市バリアフリー基本構想」の重点整備地区内に記載のある施設を「継続」、記載のない施設を「新規」施設とし整理しています。

【柵・美木多地区における生活関連施設】

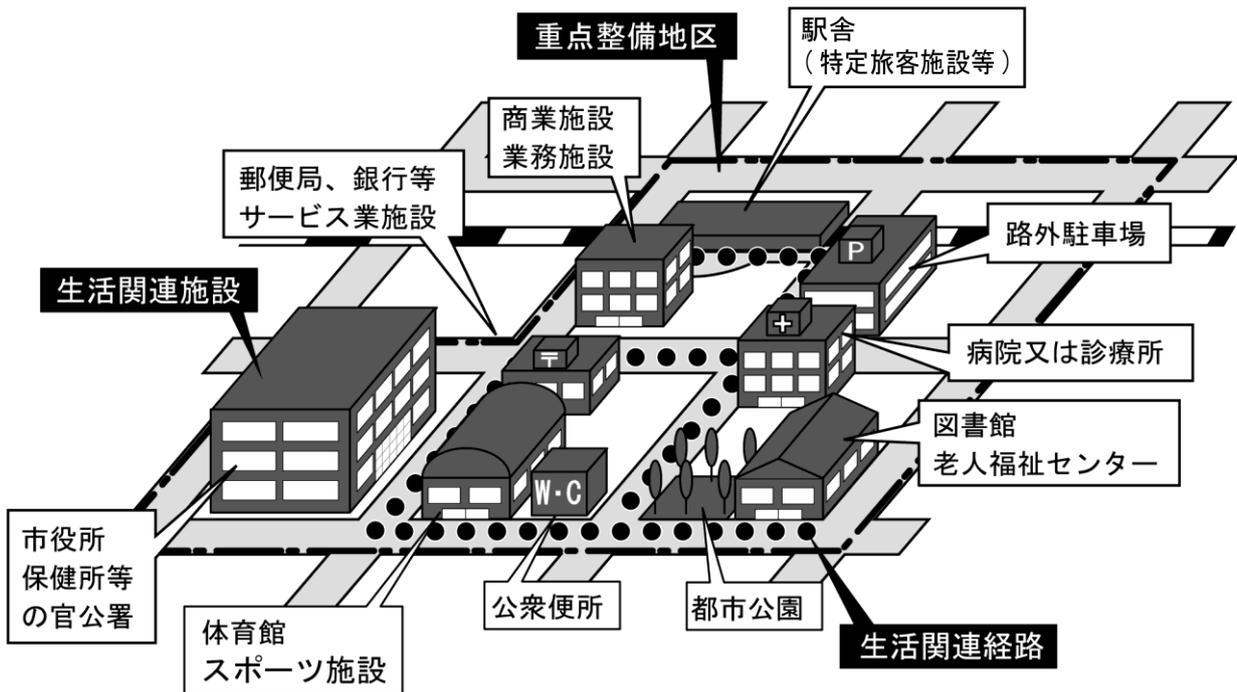
分類	施設名	新規／継続区分
鉄道駅	柵・美木多駅	継続
公的施設	南区役所	継続
	南堺警察署	継続
教育・文化施設	桃山台小学校	新規
	原山ひかり小学校	新規
	原山台中学校	新規
	泉北高等支援学校	継続
	堺市立柵文化会館	継続
保健・医療・福祉施設	堺咲花病院	継続
公園・運動施設	西原公園	継続
	原山公園	継続
商業施設	トナリ工柵・美木多	継続
その他の施設 (路外駐車場)	南区役所第二駐車場	継続

(2) 生活関連経路の選定

バリアフリー法において、生活関連経路は「生活関連施設相互間の経路」と定められています。

「柵・美木多地区」では、平成 28（2016）年 3 月に策定した「堺市バリアフリー基本構想」で定めた生活関連経路や準生活関連経路を基に、最新の生活関連施設の立地等を踏まえた経路の追加や削除等の検討を行います。

なお、準生活関連経路は、歩道の無い道路や適切な歩道空間の確保ができない道路、道路以外の経路（緑道等）において設定するものとし、自動車交通速度抑制策の実施等の安全対策を中心に実施する経路とします。



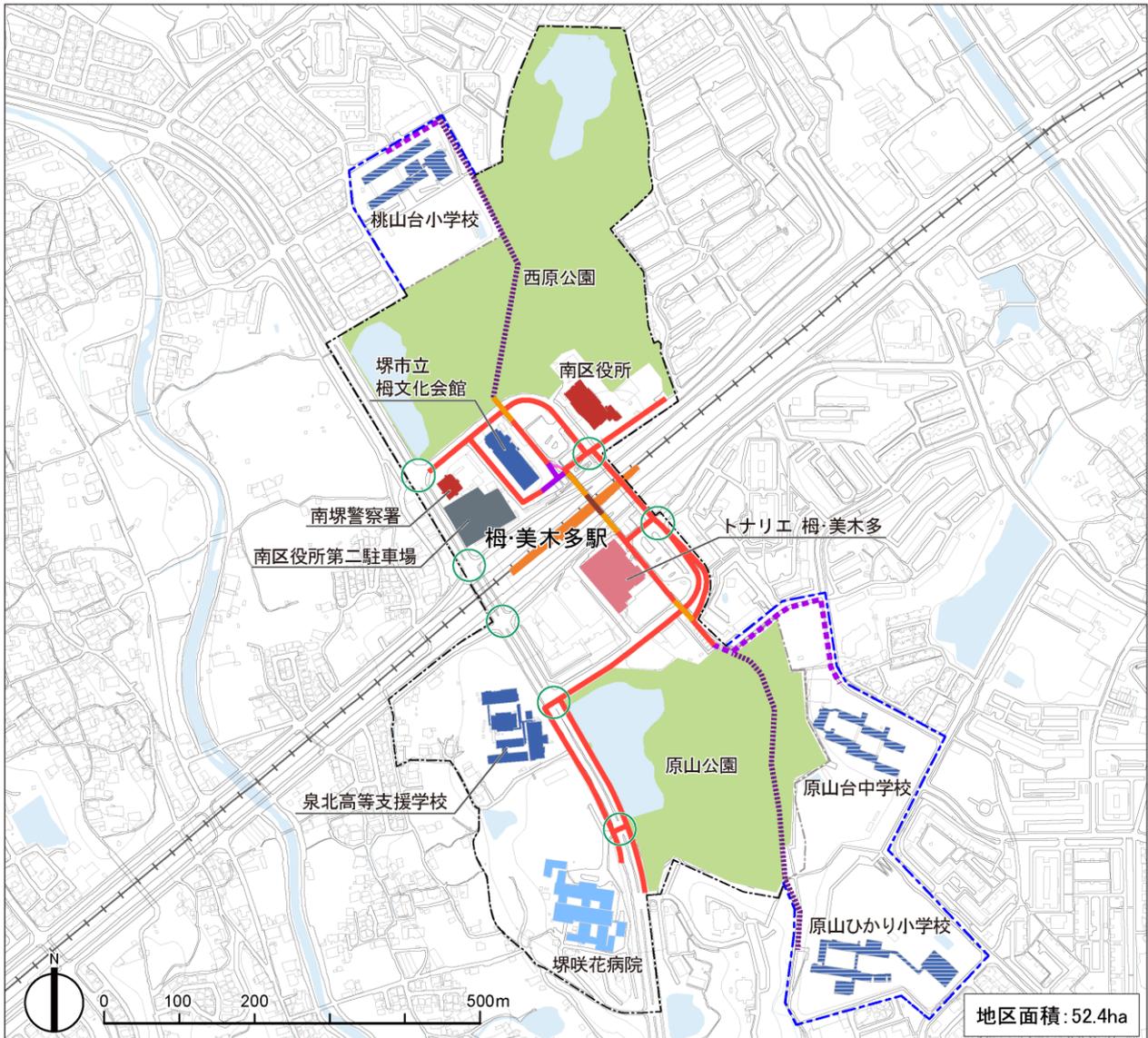
【重点整備地区及び生活関連施設、生活関連経路のイメージ図】

3.重点整備地区の設定

「柵・美木多地区」における重点整備地区は、平成 28（2016）年 3 月に策定した「堺市バリアフリー基本構想」で定めた重点整備地区を基に、生活関連施設の立地を踏まえ、一部地域を新たに編入します。

「柵・美木多地区」における生活関連施設・生活関連経路・重点整備地区は次のとおりです。

【柵・美木多重点整備地区】



凡例		
	重点整備地区	
	生活関連経路	
	生活関連経路(歩行者用デッキ)	
	生活関連経路(施設内通路)	
	新規 重点整備地区	
	新規 生活関連経路	
	新規 準生活関連経路	
	新規 準生活関連経路(緑道、その他)	
	交通バリアフリー基本構想 特定経路	
	信号・交差点、交通規制の整備箇所	
	生活関連施設 鉄道駅	
	生活関連施設 公的施設	
	生活関連施設 教育・文化施設	
	生活関連施設 保健・医療・福祉施設	
	生活関連施設 公園・運動施設	
	生活関連施設 商業施設	
	生活関連施設 その他施設(路外駐車場)	
	生活関連施設 新規追加施設	
	生活関連施設 継続施設	

※国土地理院「基盤地図情報」を加工して作成

4.重点整備地区における要件整理

今回定めた重点整備地区について、重点整備地区設定の要件と照らし合わせて地区の状況を整理し、妥当性を検証します。

【柵・美木多地区】

要件	地区の状況
配置要件	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 柵・美木多駅周辺には南区役所や南堺警察署等の公的施設があるほか、原山公園や堺市立柵文化会館等の公園・運動施設や教育・文化施設等が立地しているため、徒歩による移動が見込まれます。 ▶ 同地区では、「柵・美木多駅前活性化土地利用構想」が策定されており、暮らしの魅力を広げる商業機能や生活支援機能やパブリックスペースを充実させ安全・快適な歩行空間の拡充や溜まり空間の創出等、多様な世代が交流する賑わいのある空間をめざしています。
課題対策要件	<ul style="list-style-type: none"> ▶ バリアフリー基本構想に基づき各事業が実施されバリアフリー化が進んでいる一方で、生活関連施設や道路等では、設備の旧式化や老朽化による修繕が必要な箇所が全体的に見受けられます。 ▶ また、心のバリアフリーや情報のバリアフリーを実現するためには、既存設備の改善に加え、ソフト面での取組を一層推進することが求められます。 ▶ 同地区の南北の駅前広場では、安全・安心で賑わいのある駅前空間の創出に向けて、駅前商業施設の立地を生かした交通機能の再編や歩行空間の確保等の駅前広場の再編整備事業が完了しています。
効果要件	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 駅周辺を中心に、日々の買物等市民生活に密着した日常的な生活機能、南区役所といった行政機能が集積している駅前拠点であり、地区のバリアフリー整備を一体的に進めることで、駅前拠点としての機能強化が期待されます。

Ⅱ.地区の特性、バリアフリー化の主な課題

1.地区の特性

本地区は、南海泉北線榎・美木多駅の周辺エリアで、駅周辺を中心に市民生活に密着した生活機能が集積し、周辺は閑静な住宅街となっています。

南海泉北線榎・美木多駅は昭和 48（1973）年に、泉北高速鉄道榎・美木多駅として開業し、泉北ニュータウンの拠点の一つとして発展しました。

生活関連施設は駅周辺のみならず重点整備区域内全体に点在しており、堺市立榎文化会館や学校等の教育・文化施設や西原公園や原山公園等の大規模な公園・運動施設等があります。

本地区では平成 28（2016）年 3 月に「泉北高速鉄道榎・美木多駅周辺地区」として「堺市バリアフリー基本構想」が策定され、旅客施設や道路等のバリアフリー化が図られてきました。

また、南海泉北線榎・美木多駅の南北駅前広場前では、泉北ニュータウンの拠点の一つとして安全・安心で賑わいのある駅前広場の創出のため、交通機能の再編や歩行空間の確保、北側駅前広場へのエレベーター設置等、駅前広場の再編整備事業が令和 7（2025）年 3 月に完了しています。

2.地区の課題

本地区は、平成 28（2016）年 3 月に策定した堺市バリアフリー基本構想に基づき各事業が実施されバリアフリー化が進んでいますが、駅や生活関連施設、道路等では、全体的に設備の旧式化や老朽化による修繕が必要な箇所が見受けられます。また、生活関連経路は、今後も整備及び改善が望まれます。

生活関連施設は、築年数が相当期間を経過しており、バリアフリーの考え方に基づいた設計がなされていない施設も含まれるため、バリアフリー化の整備が充分でない部分への対応が求められます。

また、心のバリアフリーや情報のバリアフリーは、各事業者の自主的な取組により個別に事業が実施されてきました。重点整備地区内でこれらを一体的に推進するためには、既存設備の改善に加え、より一層のソフト事業の推進が求められます。

Ⅲ.整備項目、整備目標時期及び整備主体

重点整備地区における整備目標期間は 5 年間を基本とします。その上で、本基本構想に基づき、必要に応じて具体的な整備計画である特定事業計画を策定しバリアフリー化を進めます。

バリアフリー事業の整備項目、整備目標時期及び整備主体について本頁以降に示します。

また、目標時期は、おおむね 5 年（令和 12（2030）年）以内の事業完了を目標として取り組む事業を「短期」、令和 12（2030）年以降の事業完了を目標として取り組む事業を「中長期」、整備目標期間の 5 年間を基本としつつ継続して取り組む事業を「継続」として分類します。「必要な支援の理解や接遇向上のための研修等の開催」等のソフト事業は、整備目標期間後も継続的に取り組みます。

なお、各整備項目の進捗状況を定期的に確認し、進捗管理も含め継続的な取組を進めます。

<整備目標時期の区分>

短期	おおむね 5 年（令和 12（2030）年）以内に事業完了
中長期	令和 12（2030）年以降に事業完了
継続	整備目標期間の 5 年間を基本としつつ継続して取り組む事業

(1) 鉄道駅舎等

■南海泉北線柵・美木多駅（1/2）

南海泉北線柵・美木多駅は、バリアフリー基準に則った整備が実施されていますが、利用者等の意見を踏まえ、更なるバリアフリー化を推進することを念頭に置き、整備項目を設定します。

整備項目	目標時期	整備主体			
		公共交通事業者	道路管理者	公安委員会	その他
誘導案内情報施設の整備					
案内サイン等の改善					
統一されたフォント、ピクトグラム、カラーによる案内サイン等の改善	継続	●			
表示位置やふりがな表記の追加等の案内サイン等の改善・充実	継続	●			
誘導・警告ブロックの改善・適切な維持管理	継続	●			

< 凡 例 >

整備主体

- : 主な整備主体
- (●) : 連携が必要となる主な事業者

その他事業者

- (施) : 施設管理者
- (公) : 公益事業者
- (市) : 堺市

■南海泉北線柵・美木多駅（2/2）

整備項目	目標時期	整備主体			
		公共交通事業者	道路管理者	公安委員会	その他
設備・施設の改良					
路線図や運賃表の改善	継続	●			
舗装面の改善	継続	●			
駅の改良事業					
可動式ホーム柵の設置	短期	●			
その他ソフト事業					
必要な支援の理解や接遇向上のための研修等の開催					
安全安心な利用のための接遇マニュアルの継続的な運用・更新	継続	●			
職員に向けた定期的な研修の実施	継続	●			
係員のサービス介助士資格の取得	継続	●			
点字ブロック等への理解促進に関する取組や啓発	継続	●			
音声案内や点字表示、文字情報等の多様な手段による情報提供の整備※	継続	●			
コミュニケーションボードや筆談器の運用・筆談対応可能表記の掲示	継続	●			
施設利用者に向けた施設の適正利用やマナーアップ等に関する広報啓発	継続	●			
その他、心のバリアフリーや情報のバリアフリー、合理的配慮に関する取組検討、実施	継続	●			

※ 「多様な手段による情報提供の整備」には、非常時のアナウンスや表示方法の検討・整備も含む

＜ 凡 例 ＞	
整備主体 ● ：主な整備主体 (●)：連携が必要となる主な事業者	その他事業者 (施)：施設管理者 (公)：公益事業者 (市)：堺市

(2) 建築物等生活関連施設

建築物等の生活関連施設は、「大阪府福祉のまちづくり条例」やバリアフリーに関する各種ガイドライン等に基づき可能な限りバリアフリー化を進めることが望まれます。

必要な整備は施設の特性により異なりますが、ここでは、文字やサイン、音声等、多様な方法による情報提供の整備やソフト面において配慮が必要な事項について下記に示します。

整備項目	目標時期	整備主体			
		公共交通事業者	道路管理者	公安委員会	その他
誘導案内情報施設の整備					
誘導・警告ブロック等の敷設位置等の改善	継続				● (施)
施設全体の案内サイン等の改善	継続				● (施)
多言語に対応した案内表示	継続				● (施)
その他ソフト事業					
必要な支援の理解や接遇向上のための研修等の開催	継続				● (施)
商品や看板、駐輪のはみだしにより移動空間を阻害しないこと等への取組や啓発	継続				● (施)
点字ブロック等への理解促進に関する取組や啓発	継続				● (施)
音声案内や点字表示、文字情報等の多様な手段による情報提供の整備※	継続				● (施)
その他、心のバリアフリーや情報のバリアフリー、合理的配慮に関する取組検討、実施	継続				● (施)

※ 「多様な手段による情報提供の整備」には、非常時のアナウンスや表示方法の検討・整備も含む

＜ 凡 例 ＞	
整備主体 ● : 主な整備主体 (●) : 連携が必要となる主な事業者	その他事業者 (施) : 施設管理者 (公) : 公益事業者 (市) : 堺市

(3) 道路等

整備項目	目標時期	整備主体			
		公共交通事業者	道路管理者	公安委員会	その他
生活関連経路の改良					
誘導・警告ブロックの敷設・改良	継続		●		(●) (施)
段差や横断勾配、舗装等の改善	継続		●		(●) (施)
電柱・柵・車止め等の移設・集約による有効幅員の拡大	継続		●		(●) (公)
準生活関連経路における対策の検討	継続		●		● (施)

※ 今回新たに生活関連経路に指定した道路（4頁の図中で紫色の実線）

- (1) 市道柵美木多駅前北広場線
- (2) 市道桃山台 64 号線

※ 今回新たに準生活関連経路に指定した道路（4頁の図中で紫色の点線）

- (1) 市道桃山台 125 号線
- (2) 市道原山台 30 号線
- (3) 市道原山台 11 号線
- (4) 西原公園内緑道
- (5) 原山公園内緑道

(4) 信号・交差点、交通規制

整備項目	目標時期	整備主体			
		公共交通事業者	道路管理者	公安委員会	その他
既設信号の改良					
主要信号交差点における音響・音声信号化又は改良検討	継続			●	
主要信号交差点における視覚障害者用道路横断帯（エスコートゾーン）の設置検討	継続		(●)	●	

※ 整備箇所は 4 頁の図中で緑色の丸囲み地点

＜ 凡 例 ＞	
<p>整備主体</p> <ul style="list-style-type: none"> ● : 主な整備主体 (●) : 連携が必要となる主な事業者 	<p>その他事業者</p> <ul style="list-style-type: none"> (施) : 施設管理者 (公) : 公益事業者 (市) : 堺市

(5) 駅前広場

■南海泉北線母・美木多駅 北側駅前広場

整備項目	目標時期	整備主体			
		公共交通事業者	道路管理者	公安委員会	その他
誘導案内情報施設の整備					
主要施設案内図の設置・改良	継続				● (市)
点字・音声誘導設備の設置・改良	継続				● (市)

■南海泉北線母・美木多駅 南側駅前広場

整備項目	目標時期	整備主体			
		公共交通事業者	道路管理者	公安委員会	その他
誘導案内情報施設の整備					
主要施設案内図の設置・改良	継続				● (市)
点字・音声誘導設備の設置・改良	継続	●			● (市)

< 凡 例 >

整備主体

● : 主な整備主体

(●) : 連携が必要となる主な事業者

その他事業者

(施) : 施設管理者

(公) : 公益事業者

(市) : 堺市

(6) 公園

生活関連施設として位置付ける公園は、「大阪府福祉のまちづくり条例」や「都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン」等のバリアフリーに関する各種ガイドライン等に基づき可能な限りバリアフリー化を進めることが望まれます。

整備項目	目標時期	整備主体			
		公共交通事業者	道路管理者	公安委員会	その他
既設園路の段差や舗装面等の改善	継続				● (施)
階段への手すり・警告ブロックの設置 (西原公園)	継続				● (施)
誘導案内情報設備の整備					
音声案内や点字表示、文字情報等の多様な手段による情報提供の整備※ (西原公園・原山公園)	継続				● (施)
多言語に対応した案内表示・情報提供 (西原公園)	継続				● (施)
設備・施設の改良					
バリアフリースイッチへのオストメイト対応設備の設置検討 (西原公園・原山公園)	中長期				● (施)

※ 「多様な手段による情報提供の整備」には、非常時のアナウンスや表示方法の検討・整備も含む

< 凡 例 >	
整備主体 ● : 主な整備主体 (●) : 連携が必要となる主な事業者	その他事業者 (施) : 施設管理者 (公) : 公益事業者 (市) : 堺市

(参考) まちあるき点検調査の概要

実施日時	令和7年3月19日(水) 13:00~16:00 ・まちあるき点検調査 ・意見交換会																														
対象施設	泉北高速鉄道 榎・美木多駅、泉北高速鉄道 光明池駅※ 榎・美木多駅北側駅前広場、光明池駅南側駅前広場 ※まちあるき点検調査日は南海電気鉄道との合併前です。																														
参加者	<table border="0"> <tr><td>学識経験者</td><td>2名</td></tr> <tr><td>身体障害者団体代表者</td><td>2名</td></tr> <tr><td>視覚障害者団体代表者</td><td>2名</td></tr> <tr><td>聴覚障害者団体代表者</td><td>2名</td></tr> <tr><td>知的障害者団体代表者</td><td>1名</td></tr> <tr><td>精神・発達障害者団体代表者</td><td>2名</td></tr> <tr><td>堺市老人クラブ連合会代表者</td><td>2名</td></tr> <tr><td>女性団体代表者</td><td>2名</td></tr> <tr><td>子育てNW代表者ほか</td><td>3名</td></tr> <tr><td>公共交通事業者</td><td>5名</td></tr> <tr><td>介助者</td><td>2名</td></tr> <tr><td>手話通訳者</td><td>2名</td></tr> <tr><td>要約筆記者</td><td>2名</td></tr> <tr><td>市関係者</td><td>30名</td></tr> <tr><td>計</td><td>59名</td></tr> </table>	学識経験者	2名	身体障害者団体代表者	2名	視覚障害者団体代表者	2名	聴覚障害者団体代表者	2名	知的障害者団体代表者	1名	精神・発達障害者団体代表者	2名	堺市老人クラブ連合会代表者	2名	女性団体代表者	2名	子育てNW代表者ほか	3名	公共交通事業者	5名	介助者	2名	手話通訳者	2名	要約筆記者	2名	市関係者	30名	計	59名
学識経験者	2名																														
身体障害者団体代表者	2名																														
視覚障害者団体代表者	2名																														
聴覚障害者団体代表者	2名																														
知的障害者団体代表者	1名																														
精神・発達障害者団体代表者	2名																														
堺市老人クラブ連合会代表者	2名																														
女性団体代表者	2名																														
子育てNW代表者ほか	3名																														
公共交通事業者	5名																														
介助者	2名																														
手話通訳者	2名																														
要約筆記者	2名																														
市関係者	30名																														
計	59名																														
写真																															

堺市バリアフリー基本構想（改定版）【梅・美木多地区版】（案）

令和（ ）年 月

堺市 健康福祉局 生活福祉部 地域共生推進課

〒590-0078

堺市堺区南瓦町 3 番 1 号 堺市役所本館 7 階

電話番号：072-228-0375 ファックス：072-228-7853

ホームページ：<https://www.city.sakai.lg.jp/>

堺市配架資料番号